

出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式①)

【共通】

直近の決算日: 令和 6 年 3 月 31 日

1. 団体の概要				
団体名	(一財)	長崎県浄化槽協会		設立目的、経緯及び根拠法 浄化槽の水質検査に関する事業及び浄化槽の製造、施工及び維持管理の適正化を図るとともに、浄化槽の普及の促進、浄化槽に関する技術の向上及び知識の啓発を行い、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として設立された。 また、当協会は昭和61年3月より浄化槽法第57条に基づき、長崎県知事に指定された浄化槽法定検査の指定検査機関である。
設立年月日	昭和55年5月13日			
所在地等	〒 856-0844			
	大村市溝陸町863番地10			
	TEL	0957-47-7757		
	Fax	0957-47-7758		
	E-Mail	master@jks-ngsk.or.jp		
県所管課	県民生活環境 部 水環境対策 課			定款等に定める事業
資本金・ 基本金等の額 (千円)	主な出資者	出資額(千円)	比率(%)	1 浄化槽法第7条及び第11条に規定する検査に関する事業
	長崎県	15,000	48.39	2 浄化槽放流水の水質検査に関すること
	長崎市	5,000	16.13	3 浄化槽の製造、施工、保守点検及び清掃の適正化を図るための事業
	佐世保市	5,000	16.13	4 浄化槽整備事業の円滑な推進を図るための事業
	業界	6,000	19.35	5 浄化槽に関する知識の普及、啓発を図るための事業
			0.00	6 浄化槽に関する各種の講習会及び研修会の開催
	その他		0.00	7 浄化槽に関する調査研究、相談及び助言
	総 額	31,000	100.00	8 浄化槽の機能保証制度の推進
				9 浄化槽に関する行政機関等との連携
				10 浄化槽に関する情報収集及び提供
				11 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
ホームページURL				

2. 組織・人員の状況(3月31日現在)												
役員 (名)	区分	R3	R4	R5	プロパー	派遣県職員	兼務県職員	県OB	他自治体	民間	その他	
	常勤	1	1	1				1				
	非常勤	10	10	10			1		2	7		
	合 計	11	11	11	0	0	1	1	2	7		0
職員 (名)	R3	R4	R5	正規職員		派遣	兼務	非正規職員		他自治体	民間	その他
				うち県OB		県職員	県職員	うち県OB				
	47	46	49	33	1			16				
1人当たり人件費(年度推移)				R3	R4	R5	平均年齢		賞与月数			
常勤役員報酬年額(千円)				*	*	*	* 歳					
正規職員平均給料月額(千円)				246	252	245	43 歳		4.2 月			
1人当たり人件費(R5、年代別)				20代以下	30代	40代	50代	60代以上				
正規職員平均給料月額(千円)				188	197	245	301	*				
各年代別正規職員数(名)				3	8	13	8	1				
県からの常勤又は非常勤役員				県の役職				団体での役職				区分
				課長				理事				非常勤
上記役員以外の顧問等												
県派遣又は兼務職員												

出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式①)

【共通】

2. 組織・人員の状況(3月31日現在)(続き)

組 織 図	
社員総会	名
理事会	10 名
理事長	1 名
副理事長	2 名
専務理事	1 名
理事	6 名
監事	1 名
事務局	
事務局長	1 名
総務部	7 名
検査部	24 名
企画部	2 名
佐世保支所	15 名

3. 県財政負担の状況(千円)

〈当年度受入額〉		〈当年度末残高〉	
補助金	-	貸付金残高	-
負担金	-	損失補償・債務保証残高	-
委託料	-	\	
貸付金	-		
損失補償・債務保証額	-		
出資金	-		

4. 県の政策との関連性

1 政策目標

■良好で快適な環境づくりの推進

海や川の水質を保全し、住民の生活環境の向上を図るため、浄化槽等の污水处理施設の普及を促進する

2 県との役割分担

県の役割	団体の役割
浄化槽設置届等の届出の受理及び各市町が行う浄化槽整備事業の支援(間接・直接補助の交付)を行い、整備された浄化槽に対して、法定検査の結果に基づき浄化槽管理者等へ助言・指導等を行う。	県は、浄化槽法第57条に基づき、指定検査機関として浄化槽協会を指定しており、同協会は同法第7条及び第11条に基づく水質に関する検査を実施する。
団体に委ねる理由	説明
☐ 県が直接実施するよりも効果的・効率的に事業実施可能 ☐ 県が直接実施することが困難 ☐ その他	県は公共用水域の水質保全のため浄化槽の普及を推進しており、設置者に対し市町を通じて費用の一部を補助している。設置された浄化槽については、浄化槽法により水質に関する検査が必要で、浄化槽法第57条に基づく指定検査機関として浄化槽協会を指定している。

3 事業実施状況

事業名	事業概要	事業費(千円)	主な実績	事業の評価、今後の方向性
1 浄化槽法定検査事業	浄化槽法に関する検査 (1)浄化槽法第7条検査 (使用開始より3か月～8 か月以内に実施する検査) (2)浄化槽法第11条検査 (7条検査実施年度以降、 年1回実施する定期検査)	320,726	令和5年度 検査実施基数 (全体)69,266基 7条検査 1,802基 11条検査67,464基	計画を上回る基数を検査できた。 今後も計画基数の達成に務める。
2				
3				

出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式①)

【共通】

5. 中期経営計画等の進捗状況・事業目標の達成状況										◎ 達成	○ 一部達成	× 未達成	— 未実施
中期計画	No.	項目名	R5実績	計画上の目標値					最終年度(R)	達成状況			
	①												
		(目標値設定の根拠・考え方)											
		(翌年度に向けての改善事項等)											
	No.	項目名	R5実績	計画上の目標値					最終年度(R)	達成状況			
	②												
		(目標値設定の根拠・考え方)											
		(翌年度に向けての改善事項等)											
	No.	項目名	R5実績						達成状況				
	③		目標値										
最終年度(R)													
(目標値設定の根拠・考え方)													
(翌年度に向けての改善事項等)													
No.	項目名	R5実績						達成状況					
④		目標値											
		最終年度(R)											
(目標値設定の根拠・考え方)													
(翌年度に向けての改善事項等)													
事業目標	No.	項目名	R3	R4	R5	備考							
	①	7条検査	(計画)	1,700	1,600	1,700							
		(実績)	1,540	1,665	1,802								
	②	11条検査	(計画)	64,800	65,700	66,000							
		(実績)	65,581	66,326	67,464								
	③		(計画)										
(実績)													
(県が期待する効果の実現)													
評価結果			評価理由										
○	十分実現している		7条検査、11条検査ともに事業目標で設定した基数を超えて達成している。										
	概ね実現しているが未実現の部分がある												
	実現できていない												
(計画達成状況の判定)													
判定項目			評価基準					点数					
①	中期経営計画の策定		[2点]中期経営計画(計画期間3年以上)を策定している					-					
②	中期経営計画の目標達成		[1点]目標を1項目達成 [2点]2項目以上達成					-					
③	事業目標の達成		[1点]事業目標を1項目達成 [2点]2項目以上達成					2					
④	県が期待する効果の実現		[1点]効果を概ね実現している [2点]十分実現している					2					
合計								4					

出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式①)

【公益法人会計基準適用法人用】

直近の決算日: 令和 6 年 3 月 31 日

6. 財務の状況							(単位: 千円、%)	
項 目	R3		R4		R5			
	金額	対前年度比	金額	対前年度比	金額	対前年度比		
【貸借対照表】								
流動資産	214,480		147,908	68.96	146,931	99.34		
うち金銭債権額	56,339		61,833	109.75	67,484	109.14		
固定資産	515,781		582,244	112.89	597,871	102.68		
基本財産	31,000		31,000	100.00	31,000	100.00		
特定資産	201,237		58,926	29.28	93,238	158.23		
その他固定資産	283,543		492,318	173.63	473,632	96.20		
資産合計(A)	730,261		730,152	99.99	744,802	102.01		
流動負債	54,468		47,299	86.84	41,906	88.60		
うち短期借入金	0		0	-	0	-		
固定負債	41,593		40,653	97.74	43,480	106.95		
うち長期借入金	0		0	-	0	-		
うち退職給付引当金	41,357		40,653	98.30	43,480	106.95		
負債合計	96,061		87,952	91.56	85,386	97.08		
指定正味財産	31,000		31,000	100.00	31,000	100.00		
一般正味財産	603,200		611,200	101.33	628,416	102.82		
正味財産合計(B)	634,200		642,200	101.26	659,416	102.68		
団体債務保証額	0		0	-	0	-		
【正味財産増減計算書】								
経常収益(C)	376,395		381,579	101.38	388,540	101.82		
うち受託事業収入	1,069		1,121	104.86	1,670	148.97		
うち補助金収入	0		0	-	0	-		
うち基本財産等運用益収入	316		42	13.29	42	100.00		
うち自己収入(D)	375,010		380,416	101.44	386,828	101.69		
うち県財政支出額(E)	0		0	-	0	-		
経常費用	317,237		372,854	117.53	364,286	97.70		
事業費	317,237		356,422	112.35	349,816	98.15		
うち人件費(F)	303,909		232,555	76.52	232,314	99.90		
管理費(G)	227,267		16,431	7.23	14,469	88.06		
うち人件費(H)	7,513		7,634	101.61	7,736	101.34		
当期経常増減額(I)	59,158		8,725	14.75	24,254	277.98		
経常外損益	0		-409	-	0	0.00		
当期一般正味財産増減額(J)	59,158		8,316	14.06	24,254	291.65		
当期指定正味財産増減額(K)	0		0	-		-		
(会計方針の変更による影響額)	0		0	-		-		
【収支計算書等】								
当期収入	376,395		381,579	101.38	388,540	101.82		
当期支出	335,443		373,580	111.37	371,324	99.40		
当期収支差額(L)	40,952		7,999	19.53	17,216	215.23		
次期繰越収支差額(M)	345,444		353,443	102.32	370,659	104.87		
【会計単位別】								
	経常収益	経常費用	当期経常損益	当期収入	当期支出	当期収支差額		
一般会計	388,540	364,286	24,254	388,540	371,324	370,659		
特別会計								
合 計	388,540	364,286	24,254	388,540	371,324	370,659		
各財務数値の増減理由及び各種引当金の設定状況等								
①経常収益において、令和4年度から6,961千円増となっているのは、検査基数の増加によるものが大きな要因である。経常費用が令和4年度に比べて8,568千円減となっているのは、令和4年度は事務所新築により備品等の購入、BOD機器入替えに伴うフラン瓶等の消耗品費の増であったことが令和5年度の経常費用が減となった大きな要因となる。								
②引当金としては、退職給付引当金、賞与引当金、貸倒引当金を設定している。								
(財務状況の判定)								
判定項目	R3		R4		R5		点数	
	数値・比率		数値・比率	対前年度比	数値・比率	対前年度比		
① 当期経常増減額率(I/C)	15.72		2.29	14.55	6.24	273.00	39.72	-1.0
② 当期一般正味財産増減額率(J/C)	15.72		2.18	13.87	6.24	286.43	39.72	-1.0
③ 当期指定正味財産増減額(K)	0		0		0			0.0
④ 正味財産比率(B/A)	86.85		87.95	101.28	88.54	100.66	101.95	0.0
⑤ 次期繰越収支差額(M)	345,444		353,443	102.32	370,659	104.87	107.30	0.0
⑥ 県財政支出率(E/C)	0.00		0.00		0.00			0.0
⑦ 自己収入比率(D/C)	99.63		99.70	100.06	99.56	99.86	99.93	0.0
⑧ 管理費比率(G/C)	60.38		4.31	7.13	3.72	86.48	6.17	0.0
合計							-2.0	

※判定項目ごとに評価基準に基づき採点

出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式①)

【共通】

7. 経営内容及び事業活動についての総合判定			
(団体の自己評価)			
「計画達成状況」「財務状況」の合計点数	2.0	➡	総合判定
5点以上:A 概ね良好	－5点以上～5点未満:B 改善の余地あり		－5点未満:C 一層の努力が必要
※事業活動・経営の努力・今後の課題及び改善事項等			
・令和5年度は、法定検査の拒否者や休止浄化槽等を除く検査可能な浄化槽すべての法定検査を実施した。 ・行政機関と、法定検査拒否者対策や浄化槽情報の共有など協議を行い、浄化槽行政の推進に寄与した。 ・保健所と協力し、浄化槽講習会を県内3か所で実施した。 ・4か所にて環境教育講座を実施した。			
(県の評価)			
合計点数	5.0	※評価の内容、県評価での加点・減点、総合判定の理由 (加点・減点を行う場合は、点数及び理由を具体的に記載ください。)	
総合判定	A	法定検査の実施に加え、以下の点について実施・協力頂いたため、それぞれ下記のとおり加点した。なお、財政的な要因による減点があるものの、事務所移転や機器導入による一時的な影響であり現時点で問題にならない。 ・保健所主催の浄化槽講習会へ講師を派遣するなどの協力を継続的に行っている(2点) ・環境教育講座を実施を継続的に行っている(1点)	
(今後の県の関与の方針)			
現在は県内の浄化槽設置基数は増加を続けているものの、人口減少や、浄化槽の一定の整備が進んだことによる新規設置減少等の要因により、今後、浄化槽設置基数が減少することが見込まれる。浄化槽設置基数は当団体の収入に直結するものであり、中長期的な経営計画・雇用計画により、安定した運営を続けていく必要がある。また、法定検査の運用方法についてもより効率的に実施していく必要がある。これらの点について検討するよう県から当団体へ指導した結果、当該団体は改善に着手しており、県も継続して適切な助言をしていく。			